



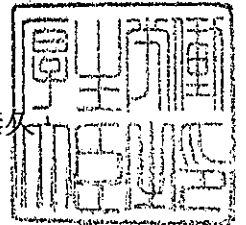
厚生労働省発職 0328 第 1 号

平成 29 年 3 月 28 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要
綱

(職業能力開発局関係)

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一〇十二 (略)

十三 キャリア形成促進助成金制度の改正

- (一) キャリア形成促進助成金を人材開発支援助成金とすること。
- (二) 人材開発支援助成金の助成対象となる訓練及び制度を次のとおりとすること。
 - イ 一般企業型訓練を一般訓練に名称変更し、事業主団体等も助成対象とすること。
 - ロ 若年人材育成訓練、グローバル人材育成訓練、熟練技能育成・承継訓練、新たに創設する労働生産性に直結する訓練及び雇用型訓練を統合し、名称を特定訓練とし、事業主団体等も助成対象とすること。

ハ 教育訓練・職業能力評価制度を廃止するとともに、セルフ・キャリアドック制度及び教育訓練
休暇等制度を統合し、キャリア形成支援制度とすること。また、助成対象を中小企業事業主に限
定すること。

ニ 技能検定合格報奨金制度及び社内検定制制度並びに業界検定制度を統合し、職業能力検定制度と
するとともに、助成対象を中小企業及び事業主団体等に限定すること（業界検定制度については
、事業主団体等に限る。）。

(三) 生産性要件を設定すること。

(四) 特定訓練について、助成対象となる訓練時間の下限を十時間とするとともに、支給限度額を一千
万円とすること。

(五) 特定被災区域内の事業主を対象とする特例措置について、平成三十年三月三十一日まで延長する
こと。

十四 キャリアアップ助成金制度（人材育成コース）の改正

(一) 生産性要件を設定すること（経費助成を除く。）。

(二) 支給限度額を一千万円とすること。

十五・十六 (略)

十七 認定訓練助成事業費補助金制度の改正

特定被災区域内の事業主等を対象とする特例措置について、平成三十年三月三十一日まで延長すること。

第二・三 (略)

第四 その他

一 この省令は、平成二十九年四月一日から施行すること。ただし、第二については、平成二十九年五月一日から施行すること。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置等を定めること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。